§9. 適正処理管理マニュアル

1. マニュアルの方針

- 1-1 排出事業者は、責務として産業廃棄物を適正に処理するとともに、マニフェストシステムにより産業廃棄物の最終処分を確認する義務を負う。
- 1-2 適正処理管理マニュアルは、適正処理の確実な実行をマニフェストにより確認・ 保管するための方法について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、受入先の見直し・変更やその受入条件の変更により、必要に応じて適宜見直しを行う。

【解説】

本格撤去における撤去対象廃棄物は、特別管理産業廃棄物及び普通産業廃棄物である。 本マニュアルは、本格撤去にあたって、搬出廃棄物が受入施設により適正に処理・処分でき、かつ受入施設において二次的なトラブルを起こさぬよう搬出事業者としての適正処理管理を行うために策定するものである。

そのためには、受入施設の稼働状況にも配慮し、円滑な処理処分が行われるよう密接に情報交換を行う必要がある。

2. マニュアルの適用範囲

2-1 (適用工程)

本マニュアルにおける適用範囲は、全工程とする。

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、廃棄物の排出事業者としての青森県(全体管理グループ)を対象 としたものである。

2-3 (その他)

本マニュアルで対象とする廃棄物は、現場に不法投棄された特別管理産業廃棄物 及び普通産業廃棄物とする。

【解説】

対象廃棄物の処理方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される 適正な処理とするが、本マニュアルでは、搬出時における廃棄物の物性等の管理から処 分後のマニフェスト等の管理についての手順を定める。

3. マニュアルにおける管理項目等

マニフェストによる運搬終了と処理処分の完了の確認方法と記録の保管方法を以下に示す。

3-1 (搬出時の管理手順)

- (1) 搬出する廃棄物の確認
 - ※「§ 5 選別・積込マニュアル」による。
 - 搬出先及び積込ヤードのラインの確認を行う。
- (2) マニフェスト管理
 - ・ マニフェストについては、運搬業者から排出事業者に返送されるB2票を もって、運搬の終了を確認する。返送されたマニフェストは、引き渡し時 のA票と照合したのちに保管する。
 - ・ マニフェスト原票は県境再生対策室で保管する。

3-2 (処理処分の管理手順)

- (1) 処分先・利用先管理
 - ・ 受入施設の中間処理、中間処理後の再資源化・最終処分の量を把握し、マニフェスト票の正確な管理を行う。
 - ・ 県は受入先に対し、報告や資料の提出を求めるなどし、適正処理の確認を 行う。
- (2) マニフェスト管理
 - ・ マニフェストについては、最終処分業者から排出事業者に返送されるE票 等をもって、処理処分の完了を確認する。
 - ・ マニフェスト原票は県境再生対策室で保管する。

【解説】

マニフェスト交付について概要を以下に示す。

(マニフェスト交付について)

- ・マニフェストは、専門の係員が発行し、場外への運搬車両の運転者へ手渡す。
- ・マニフェストには、あらかじめ次の事項を印字・記入しておく。
- ①マニフェスト交付番号
- ②排出事業者
- ③排出事業場
- ④産業廃棄物の種類、荷姿、名称、有害物質等、処分方法、備考・通信欄
- ⑤運搬受託者
- ⑥ 処分受託者
- ⑦運搬先の事業場
- ・マニフェスト交付時には、次の事項を記入する。
 - ①交付年月日

- ②整理番号(西暦年下2桁+月2桁+日2桁+交付当日の番号)
- ③交付担当者
- ④産業廃棄物の数量
- ⑤車両番号
- ⑥運搬担当者の署名(会社名+運搬担当者名)
- ・マニフェストA票は、運搬担当者の署名が記入された直後に切り取り、内容を確認して、保管する。

4. 立入調査等

県は、排出事業者として、収集運搬及び処分が廃棄物処理法に基づく基準に従って 適正に行われていることを確認するため、必要に応じて事業所へ立ち入りをしたり報 告を求める。

排出事業者が行うこと

まず 引き渡しの 際には・・・

A票

- ●A票に必要事項を記入します。
- ●運搬担当者欄に署名されたこ とを確認した後に、控え「A票」 を受け取り、確実に保存しま す。



〇処理施設で処分

処分施設に直行する場合

●運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E 票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A 票」の照合欄に日付を記入します。

《直行マニフェストの場合》

●「A票」「B2票」「D票」「E票」を5年間保存します。

各処分終了後

には・・・

直行用マニフェスト(7枚複写)

対 象:産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合

〇処理施設へ搬入

A 票 排出事業者の控え

B1票 運搬業者の控え

B2票 運搬業者から排出事業者に返送され、運搬終了を確認

C 1 票 処分業者の保存用

C2票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認

D 票 処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認

E 票 処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認

参考:(社)全国産業廃棄物連合会「マニフェストシステムがよくわかる本 平成 18 年版」

図9-1 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ

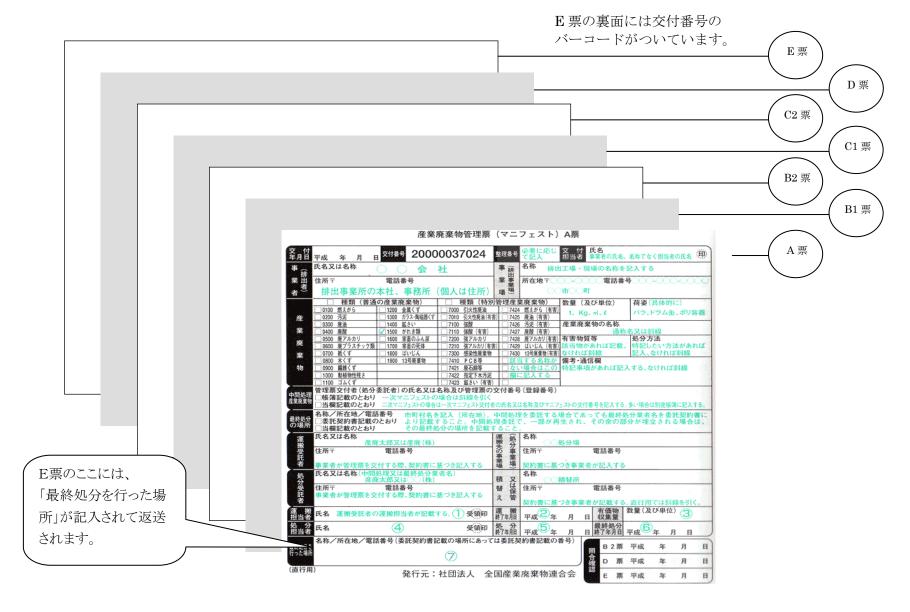


図9-2 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の様式